

京都市消防局訓令甲第4号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第30条中「装備課、署及び京都市市民防災センター」を「京都市消防活動総合センター及び署」に改める。

別表第1中 「ポンプ車」 を 「ポンプ車  
小型動力ポンプ付積載車」 に、

「高発泡電源車」 を 「高発泡排煙車」 に改める。

第12号様式中

「100ミリ 20メートル」 を

100ミリ	40メートル			
	20メートル			
	10メートル			
	5メートル			
	計			

に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局警防部装備課)